

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加して下さる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会員」 年会費 10,000円
特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回

「B 会員」 年会費 7,000円
特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

「学生会員」 年会費 3,500円
特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

また、研究活動を支えて下さる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000円
特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』、『全国のあいつく差別事件』他



研究所通信 405号 2016年11月1日（奇数月1日発行）

発行所（一社）部落解放・人権研究所

編集発行人 奥田 均

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL（総務部）06-6581-8530

（調査・研究部）06-6581-8572

（啓発企画部）06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://blhri.org>

定価 100円（送料込：会員は会費に含む）

振替口座 大阪 00910-7-96112



●ホームページアドレス <http://blhri.org>

●メールアドレス webmaster@blhri.org

第47回部落解放・人権夏期講座（8/22～24 @高野山）

青空の下、高野山大学において16講座とフィールドワークを実施しました。

多くの方のご参加、ご協力に感謝申し上げます。



▶ フィールドワーク「高野山の宗教空間を歩く」



▶ 講師の話に熱心に耳を傾ける。

高野山全体の総門、大門や表参道の町石道、女人堂、壇上加藍、奥の院などを訪れます。今年は大河ドラマで話題の真田一族にまつわる場所も訪れました。

もくじ

理事からのメッセージ / 北口末広理事	2	解放大学第111期開講 新助言者紹介	9
大学アンケート実施	4	第31回人権啓発研究集会案内	10
第41回西日本夏期講座を終えて	5	集会ふれあい記 第3回高知県長浜編	11
虹の全国大会参加報告	6	リレーエッセイ*新連載	12
自死遺族フォーラム参加報告	7	新刊案内	13
第47回高野山夏期講座報告	8	参加者募集・その他お知らせ	15

理事からのメッセージ

部落差別解消法を活かす 研究・教育・実践を

理事 北口 末広



かつて本研究所が発行している雑誌「ヒューマンライツ」の中で、「走りながら考える」第132回において、「リンクする社会基準と意識、関係、システム」とのテーマで拙稿を掲載したことがあった。その中で『人』と『人』との『関係』を『差別・被差別の関係』から『平等な関係』に切り替えることができれば、差別はなくなると述べた。

これらの「関係」に密接にかかわっているのが、あらゆる分野の社会システムであり、システムが変われば人と人との関係は確実に変わることを紹介した。

例えば「男女雇用機会均等法」が、1986年4月1日に施行されたことによって、職場における男性と女性との関係は少しずつ変わってきた。その後の「改正均等法」（1999年4月1日施行）や「新改正均等法」（2007年4月1日施行）によって、男性と女性、女性と事業主との関係は大きく変わってきた。男女平等教育を行ってもなかなか変わらなかった男性や女性の意識、事業主の意識が着実に変化してきた。多くの男性（時には女性）が日常的に行ってきたセクシャルハラスメントが、「改正均等法」というシステムが成立し、事業主のセクハラ防止のための配慮義務が定められてから大きく改善された。これらはLGBT問題にも一定の影響を与えた。

まさに「均等法」という社会システムが人と人、男性と女性の「関係」を変えてきたのである。未だ「平等な関係」ではないが、「差別・被差別の関係」を少しずつではあるが変えようとしている。

また社会システムは、「関係」を変えるだけでなく、人々の意識や感覚にも大きな影響を与えてきた。人権感覚を涵養し、差別意識を撤廃することは差別撤廃にとって最重要課題である。同和教育や人権教育が重要な役割を果たしてきたことはいうまでもないが、同様に重要な役割を果たすのが社会システムである。

さらに社会システムは、差別基準や人権基準にも大きな影響を与えてきた。システムが変われば、基準が変わることを私たちは日常的に経験している。交通に関する法規や指針が変われば違反の基準や減点基準も変化する。社会システムには多くの不文律も含まれ、法制度だけではない。しかし最も重要な社会システムは憲法をはじめとする明文化された法制度である。

「社会システム」と「関係」、「意識・感覚」、「基準」はすべてリンクしており、「基準」が改善されれば「意識・感覚」が改善され、「関係」も変わる。逆に「意識・感覚」が改善されれば「基準」や「社会システム」、「関係」も大きく前進する。

本年は、差別撤廃のために重要な法制度として、障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が施行され、部落差別解消法案が国会で審議されている。

それぞれの法律の不十分性も指摘されているが、ヘイトスピーチ規制や差別撤廃にとって重要な一里塚であることに変わりはない。多くの法律は第1条に「手段と目的（や大目的）」が記されており、第一条を読めば法律全体の骨子が分かる。

ヘイトスピーチ解消法の第一条は「この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする」と記し、部落差別解消法案の第一条は「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記している。

部落差別が撤廃されなかった大きな要因の一つが、同和对策審議会答申でも示された「差別から保護するための必要な立法措置」や「司法的に救済する道を拡大すること」といった社会システム創りが不十分だったからである。

これら二つの法制度として示された社会システムが、差別撤廃のために活かされるような研究・教育・実践が強く求められていることを忘れてはならないだろう。

「大学における同和問題、人権問題への 取り組みに関するアンケート」を実施しました。

当研究所では、1976年より、関西学長・人権同和問題担当者懇談会を開催し、部落差別の現状や部落問題の研究の動向などの紹介や、大学等における同和問題、人権問題に関する教育・研究体制の確立に向けた取組みや教育実践の交流を図ってきました。また、その一環として、1981年と1983年には「大学における同和教育の現状に関するアンケート」を実施し、高等教育段階における同和教育の状況について把握し、その促進に努めてまいりました。

そうした中、昨年度（2015年度）、関西圏の大学・短期大学等計225校を対象にして「大学における同和問題、人権問題への取り組みに関するアンケート」を、約30年ぶりに実施しました。最終的に約三分の二にあたる149校より回答があり、回収率は66.2%でした。アンケートでは「同和問題・人権問題の解決に向けた学内体制」「各課程における同和問題・人権問題関係科目の設定」「同和問題・人権問題に関連する研究機関の設置」「教職員への同和問題・人権問題に関連する研修の実施」に関連する項目についてたずね、高等教育機関における同和・人権教育の現況について把握することを試みました。

その結果によると、同和問題・人権問題の解決に向けた学内体制が「ある」と回答した大学・短大は72.0%で、そのう

ち「設置要綱がある」が75.0%、「基本方針がある」が36.7%、「学生に対する独立した人権相談部局がある」が38.7%でした。科目設定に関しては、「同和問題・人権問題に関連する科目」を設定している大学・短大の割合は、一般教養課程で60.7%、専門教育課程で37.3%、教職課程で36.7%でした。科目名だけを見ると、さまざまな人権課題が取り上げられていることが推測されますが、「部落差別」「同和問題」といったことが科目名に含まれているものは限られています。また、「同和問題・人権問題に関連する研究機関がある」大学・短大は22校（14.7%）にとどまり、そのうち専任教員が配属されているのはわずか5校という現状です。

教職員に対する人権研修は、教員（61.3%）・職員（62.7%）ともに約6割程度で実施されていますが、その内容は、さまざまな個人人権課題のほか、ハラスメントに関するものも多くなっています。多様な人権課題への対応とともに、さまざまなハラスメントの防止が高等教育機関の喫緊の課題であることがうかがわれます。

これらの結果の詳細については、『部落解放研究』206号（2017年3月）で紹介する予定なので、あわせてご参照ください。

（棚田 洋平）

第41回部落解放・人権西日本夏期講座を終えて

6月9日、10日、高知県民文化ホール、高知市民文化プラザかるぽーとの二会場で、第41回部落解放・人権西日本夏期講座を開催、県内はじめ全国各地から2,000名の方々が参加くださいました。受入、企画、準備、そして本番当日に至るまで有澤委員長はじめ現地実行委員会加盟団体、後援団体の皆様方に本当にお世話になりました。そして精神科医の香山リカさんはじめすばらしい講演をいただきました講師の先生にあらためてお礼を申し上げます。

ただ一つ残念であったのは、講座最終日、県民文化会ホールでの「参加者」（受付を通らずに入場したと思われる）による差別発言と主催者としての対応です。発言の内容は、朴貞任さんが「京都朝鮮学校襲撃事件～その被害と回復の歩み」と題して講演を行った後に、差別されるのは差別されるあなたたちに原因があるのではないかというものです。

発言は、差別やヘイトスピーチの原因・責任を当事者の側に転嫁する許しがたい差別発言です。在日コリアンの方々のみならず被差別部落出身者に対する差別発言です。在特会等による襲撃事件によって想像を絶する被害を被った当事者その人が、勇気をふりしぼって思い出したくもない過去を振り返り、その思いを赤裸々に語った後に投げつけられた発言であることを考えたとき、その差別発言は許しがたい発言です。

しかし、それ以上に問題であったのは主催者として発言がまず差別であることを指摘し、発言の差別性や問題点を明らかにし、謝罪と反省を促すことができなかったこと、最低でも発言を中止させ、聞き入れない場合は退場させるといった毅然とした対応ができなかったことです。主催者（実行委員会）として深く反省するとともに、私たちの講座運営のあり方を再考し、いかなる差別も許さないという立場を徹底して貫く講座運営に努めることを強く決意します。

第41回部落解放・人権西日本夏期講座代表
一般社団法人部落解放・人権研究所代表理事

奥田均

参加報告 ①

「虹の全国大会」

性的少数者の差別と人権を考える地方発の全国集会、「虹の全国大会」が8月6日～7日、愛媛県松山市で開催されました。

主催者は差別禁止法研究会ともネットワークのある「レインボープライド愛媛」（代表：エディ）で、松山市人権教育推進協議会が共催です。「レインボープライド愛媛」は同性愛や性的違和などの性的マイノリティの人々が自分らしく堂々と生きていける社会をめざして活動しています。全国集会には性的マイノリティの当事者、支援者、問題に関心を持つ人々約300名が全国各地から参加しました。



LGBTと家族と支援のための交流施設
えひめLGBTセンター 虹カスペース (松山市)



会場内にも鮮やかなレインボーフラッグ

集会では24時間電話相談や法律相談、医療の現場や意識調査から見てきた当事者の悩みや差別・権利侵害の実態、子どもからカミングアウトされた保護者の経験や活動も報告されました。またこうした問題に対する行政の認識や対応が話し合わせ、「LGBT差別禁止法」制定にむけた「考え方」（試案）が提案されました。最後に同和教育を推進する西条市立丹原東中学校の性的マイノリティの人権教育実践が現場の先生方から報告されました。

(谷川 雅彦)

参加報告 ②

第9回全国自死遺族フォーラム

一般社団法人全国自死遺族連絡会が主催する「第9回全国自死遺族フォーラム～自助グループの必要性和自死への差別・偏見～」が、2016年9月10日に福島県郡山市で開催されました。自死遺族当

事者をはじめ約60名程の参加があり、自助グループの必要性に関する講演、各地の自助グループによる活動紹介、いじめによる自死に関する裁判の経緯の説明、自死をめぐる差別・偏見の現実についての

報告が行われました。

はじめに、自助グループやソーシャルワークを研究テーマとされている岡知史さん（上智大学教授）より、「自死遺族の自助グループが創造するもの」として基調講演がありました。自死遺族の支援に関しては、専門家主導の治療としてのグリーンケア（悲嘆回復）という取組みもありますが、それに対して、当事者自身による自助グループ活動の意義と可能性について指摘されました。具体的には、自死遺族当事者が自身のもつ力を信じ、当事者同士がつながることを通してこそ、「悲しみは愛しさ」でもあることに気づき、悲しみとともに生きることができないのではないかという提案で、各地の当事者自身による自助グループの活動を応援するような内容でした。

次に、子どもの「いじめによる自死」をめぐる裁判の経緯について、その両親より報告がありました。自前の調査による結果から「いじめの事実は確認できなかった」と学校・教育委員会が報告したため、第三者をまじえた再調査の実施を要望したが叶わなかったこと、娘の名誉と尊厳を守るために県を相手取り損害賠償請求の裁判に踏み切ったこと、同じような境遇の人たちと出会う中で「自分のできることはすべてやろう」と思うようになったことなどが語られました。最終的に「請求は棄却」という結果になったものの、いじめによる自死の防止などに、自分たちの経験を今後も活かしていきたいとのことでした。

続いて、各地の自助グループの活動報告として、新潟と鳥取のグループから報告がありました。それぞれの活動を立ち上げた方々も自死遺族当事者であり、家族を喪ったときは「気持ちが閉鎖して、社会・地域から孤立してしまった」「周囲の態度が急によそよそしくなったり、ひかれるので（家族の自死）は言うてはいけないこと」と思い、フタをしてどんどん苦しくなった」「家族全体が差別と偏見にさらされた」「以前は普通に挨拶をしていた人が避けるようになった」といった、つらい思いや被差別経験をしたとのことでした。そうした中、「初めて参加した自助グループが『すごい安心感のある中で（家族の自死の経験を）話せる』場であったため、地元にもそういう居場所をつくりたい」と思い立ち、自身も含めてメンバー2人でグループを立ち上げた（新潟）、「行政と積極的にかかわることをとおして、行政文書等における『自殺から自死へ』の言い換えや、市民を対象とした啓発集会の毎年実施を実現することができた（鳥取）」など、それぞれの活動の経緯や展開について紹介されました。

さいごに「自死への差別について」というテーマで、一般社団法人全国自死遺族連絡会代表の田中幸子さんより報告がありました。この内容については、研究所が編集・発行した『差別禁止法を求める当事者の声② 自死（遺族）問題のいま』に詳しいので、そちらをご参照いただければ幸いです。

(棚田 洋平)

アンケート結果から見た 第47回高野山夏期講座

去る8月22日から24日の3日間、高野山大学に於いて今年も高野山夏期講座が天候にも恵まれて開催されました。

この講座は皆さまもご存じのとおり、たいへん歴史のある講座で、高野山という非日常的な環境で人権研修が受講できるということもあり、企業や行政の方々を始め、宗教関係者の方々など本当に様々な異業種の方々に参加されています。とりわけ、部落問題の基礎からわかりやすく学べるという点では非常にご好評を頂いており、企業や行政から毎年新入職員の人権研修の場としてご利用、活用していただいております。

今年度の参加人数は1,200人を超えましたが、時代背景もあり受講者が少しずつ減少していることも事実です。しかし、そこは事務局の課題として、また実行委員会の皆さまにアイデアを賜りながら『また、参加したい高野山夏期講座』を共に考案していく点であると感じています。そのための1歩として、参加者の方からいただいたアンケートをもとに今年の講座を振り返りたいと思います。

まず講座内容について、講師自らが当事者の講座では、「心に入りやすかった」、「新しい気づきがあった」、「今後の日常生活や職場の中で取り入れていきたいと思う」といった感想を数多く頂きました。高野山の環境の恩恵を最も受けたと思われるフィールドワーク「高野山

の宗教空間を歩く」は定員の2倍を超える応募者があり、多くの方に参加をお断りせねばならず、申し訳ありませんでした。参加者からは「とても良かった、満足しています」「ふだんは行けない所を案内してもらって感動しました」という声と共に「後方まで講師さんの声が聞こえなかったことが非常に残念でした」というお声も頂きました。今後、改善に努めて参ります。

会場の空調・音響・照明についての意見、後方までスクリーンが良く見えなかったといったご指摘も頂きました。その他にも時間配分や施設内の動線、交通面など考えていかなければならない点をいくつか頂戴しました。こちらも真摯に受け止めて来年度への課題とさせていただきます。

世界遺産・高野山という宗教空間の中で、宿坊に泊まり寝食を共にしながらの受講は「日常から解放される」「来年もまた受講したい」といった感想を頂いております。

このたび、実行委員会・事務局に対する温かい労いのお言葉も沢山頂きました。至らない点もたくさんありましたが、多くの方に最後までご協力・ご支援を頂きましたことに、この場を借りて心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

(芝 裕紀子)

解放大学第111期開講 10月から自己啓発学習へ

2016年度の部落解放・人権大学講座（解放大学）は、79人の受講生が集い、9月2日に開講しました。

今年度は、この間2期開講としてきた同講座を1期のみとして、来年3月2日までの全24回（昨年より2回減）のプログラムとしています。

開講後は、部落問題を中心に講座を進め、10月からは「自己啓発学習」に取り組んでいます。宿泊研修を皮切りに、全7日間にわたり、自己のこれまでの差別に関する体験や意識をふりかえり、班を単位に話し合いを深めます。そこでは部落問題をはじめ、さまざまな差別についての経験や意識が出され話し合われています。

班単位での話し合いでは、部落問題など人権にかかわる豊富な経験と造詣をおもちの助言者の方に協力いただいております。今回からお世話になるお二人の新しい助言者の方に自己紹介をしていただきます。

(川本 和弘)

新しい助言者をご紹介します



ほり い さとる

堀井 悟さん(イオンリテール株式会社人権啓発室室長、解放大学第23期・107期修了)

今から30年前、教育課長の時に解放大学23期で人間学を学びました。受講してみて、人事を担当する者として自分の無知・無自覚・偏見に気づく事ができたと思います。以降、さまざまな部署で仕事をしてきましたが、どこの部署でも人権の知識が役に立ちました。今回、111期で助言者として皆さんと共に相互啓発できる様に頑張ります。志を共に。

ますだ しずこ

増田 志寿子さん(堺市立人権ふれあいセンター館長、解放大学第94期修了)

人さまに、助言など甚だおこがましい限りです。一緒に学び合えたらうれしいです。また、人権ふれあいセンターでの勤務経験や講座修了生として、さまざまな人権課題などについて情報提供ができればと思います。講座修了後には、和気あいあいとした雰囲気になるようお手伝いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。



第31回人権啓発研究集会のご案内

- 日時 2017年2月2日(木)、3日(金)
- 会場 名古屋国際会議場
名古屋市熱田区西町1-1 TEL.052-683-7711
- 参加費 6,000円(参加・資料代、税込み)
- 主催 第31回人権啓発研究集会実行委員会

●お問い合わせ先

《愛知県内の方》部落解放同盟愛知県連合会 TEL.052-618-9250/FAX.052-532-5177
 《愛知県外の方》(一社)部落解放・人権研究所 TEL.06-6581-8572/FAX.06-6581-8540
 *詳細は部落解放・人権研究所のウェブサイト(<http://www.blhrri.org>)をご覧ください。

全体会 2月2日(木) 13:30~17:00

- 講演① 「愛知の部落解放運動」 山崎 鈴子 (部落解放同盟愛知県連合会書記長)
 講演② 「私と部落とハンセン病」
 林 力 (元九州産業大学教授、家族による「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟原告団長)

分科会 2月3日(金) 9:00~14:45

- I. 「障害者の差別と虐待を防止するために」 野澤 和弘 (毎日新聞論説委員)
 「部落問題入門/春の神社祭り」 林 光宏 (部落解放同盟鳥取県連合会谷山支会)
 「職場におけるメンタルヘルス」 渡辺 洋一郎 (日本精神科産業医協会共同代表)
- II. 「出会いが世界を広げていく」 土肥 いつき (トランスジェンダー生徒交流会世話人)
 「認知症の私が伝えたいこと」 佐藤 雅彦 (認知症当事者、日本認知症ワーキンググループ共同代表)
 永田 久美子 (認知症介護研究・研修東京センター研究部長)
 「『見た目問題』当事者としての人生」 河除 静香 (Smiley Tomorrow代表)
- III. 「子どもの貧困とひとり親家庭の今」 赤石 千衣子 (しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長)
 「愛知の部落史」 伊藤 卓夫 (津島市人権教育推進協議会)
 「企業の人権啓発への取り組み」 愛知人権啓発企業連絡会
- IV. 「スマホ・ネットと人権」 黒田 恵裕 (奈良県立二階堂高等学校教員)
 「『家族幻想 ひきこもりから問う』ということ」 杉山 春 (LPライター)
 「ヘイトスピーチに対する法的規制の現状と問題点」 在間 秀和 (弁護士)
- V. 「自死遺族等への差別的取扱い問題とは」 田中 幸子 (全国自死遺族連絡会代表)
 「水俣病60年 “小さなこと”に耳を傾ける」 高峰 武 (熊本日日新聞社論説主幹)
 「感染症と差別」 岡本 学 (大阪医療センター・医療ソーシャルワーカー)

フィールドワークコース (事前申込制(12/16㍻切)、先着順、参加費 別途5,000円)

- ①「名古屋の食肉産業～南部市場と皮革業を学ぶ～」【定員40名】
- ②「小笠原登～ハンセン病隔離に抗った医師の足跡をたどる!～」【定員30名】
- ③「特例子会社『トヨタグループ』の見学」【定員30名】

であいっながら 集会ふれあい記 第3回 長浜編

6月10日の午後、第41回部落解放・人権西日本夏期講座の会場片付けが済んだあと、帰りの飛行機の時間までどう過ごすかを研究所の職員で相談していると、部落解放同盟高知県連合会の村上裕亮さんが「地元を案内しましょうか」と声をかけてくださった。なんと!嬉しや。私を含め4人が車に乗せてもらい長浜地区の保育園、中学校、児童館などを回ってもらった。

高知では南海トラフ地震の津波被害を予想して防災の取り組みを地域ぐるみで積極的に行っている。新しく建て替えられた保育園は屋上が避難場所になり、地域住民など、誰でもここへ避難できるよう建物の外から上がれる階段も設置されている。そしてまた、高知の長浜地区は「教科書無償運動」が始まった地である。ここから全国に運動が広がっていったのだ。私たちは南海中学校内にある無償運動の資料館におじゃました。教室だった一室をそのままの形で資料室として活用しており、1960年代の当時の様子について、また運動の経緯について「具体的にこういった取り組みが行われていた」ということがわかる資料がさまざま展示されている。

そのあと私たちは長浜児童館を訪問して、スタッフのみなさんの見守りのもとでのびのびとスポーツを楽しんだり、勉強をしている子どもたちに会うことができた。ここは1978年に建設された2階建ての施設で館内で運動もできる。村上さん自身がこの児童館でお兄さんやお姉さんたちに勉強を教えてもらったり一緒に遊んできた話、そうしていま親になって、二人のお子さんがここに通っている話を聞かせてもらいながら、このように子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを、解放運動は多くの人の力で時間をかけて育ててきたのだと改めて感じる。

集会で高知の教育現場について聴いたあとに、村上さんの地元への思いを語ってもらいながら各施設を回ってもらい、高知の暮らしの風景を見せてもらうことができ、理解がより深まる貴重な時間となった。会員のみなさんにはこの地域で生まれ育った村上さん自身の思いが書かれている『ヒューマンライツ』11月号を読んでいただけたらと思う。(K)



ちよつとかつこよすぎ?! な気がした
長宗我部元親の像の前で

現在、研究所は、8名の職員と1名のアルバイトで仕事を進めています。「部落解放・人権研究所」という職場で働く事務局員が、職場とは別のところで観たこと、聞いたこと、感じたことなどを今月からリレー形式で伝えてまいります。



研究所のリレーエッセイ

1

小西 愛里紗



肌色は、ほんまに肌の色？

幼いころの話をします。小学校に行くが行かないかくらいの私は、ぬり絵がとても好きでした。美術大学に通っていた父にぬり方を教わりながら、暇があればぬり絵帳を開いていたことを覚えています。母と買い物に行けば『美少女戦士セーラームーン』や『名探偵コナン』など人物を描いたアニメのぬり絵をよくお願いして買ってもらっていました。

ある日、父にぬり絵帳1ページを見本でぬって欲しいと言ったことがあります。海にいるセーラージュピターを描いているページでした。父も（面倒だったのですが）快く色鉛筆を握ってくれました。出来上がりを楽しみに、楽しみに待っていた私に父が差し出したものは私の常識を覆すものでした。

なんと、セーラージュピターの肌がオレンジ色だったのです。父曰く、海に行ったから日焼けしたとのことでした。怒りました。泣いて怒ったと思います。「アニメの色と違いすぎる!」「肌は肌色じゃないとあかん!」と叫びました。困みに私はかなりこだわりが強い方です。

そんな私に父が2つのことを言いました。

「規定の色ぬってても面白くないやん。個性出していけよ、個性を。」と「肌色はほんまに肌の色なんか。みんな同じ色でええんか。」でした。

最近、父と車に乗っているときラジオで小学生の人権作文が読まれました。テーマは「色鉛筆の肌色って」でした。「黒かったり、白かったり、茶色だったりみんな肌の色が違うのにどうして色鉛筆のうすだいたい色は“肌色”っていう名前なんだろう」という内容を聞いていて、ふとお互いぬり絵帳の1件を思い出し、話題にあがりました。

当時はほんわりとしか父の言っていることを理解できなかったくらい幼かったけど、考えさせられた言葉ってちゃんと覚えてるもんやね、と言うと「ほんまは、肌色の色鉛筆が短すぎて持ちにくかったから他の色でぬったら、予想外に怒られて焦って言うだけや」と笑っていました。

現在、肌色の色鉛筆は「うすだいたい色」に変わっているそうです。それと、今思えば『名探偵コナン』の服部平次の陽に焼けた肌は何色でぬっていたんだろう…当時のぬり絵帳を探してみようと思います。

新刊案内

全国のあいつぐ差別事件 二〇一六年度版

部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会 編・発行

毎年度、被差別部落に関わる差別事件を集約している本書最新版。おおよそ2015年4月からの一年間に発生、発覚した事例について、主に『解放新聞』の中央版・各地版などから分野別に紹介、解説する。人権・部落問題学習・啓発に必携の一冊。巻末には「都府県別索引」付き。

2015年度は、「全国部落調査」復刻版出版事件や差別文書大量ばらまき事件など大きな差別事件が相次ぎ、真相の解明に向けて取り組まれた。



解放出版社 A5判 / 並製 / 191頁 定価 2,000円+税

研究所理事の谷口真由美さん（大阪国際大学准教授、全日本おばちゃん党代表代行）が新刊を上梓されました。憲法をわかりやすくズバリ解説!

みんなの疑問から学ぶ日本国憲法

憲法って、どこにあるの？

谷口 真由美 著



『改憲・護憲の前にまず「知憲」というのが、私の立ち位置です。

本書は、私が講演や講義などいろいろな機会に、出席されたさまざまな世代、職業の方々からいただいた疑問や質問にお答えする形で、日本国憲法にもっと興味を持ってもらったり、深く知り、考えるきっかけとなればいいな、という気持ちから作った書籍になります。

憲法は私たちの暮らしの中に、しっかりと息づいています。「憲法って、どこにあるの?」って聞かれたら、「私たちの普段の生活」にある、とお答えしましょう。』
（「はじめに」より）

集英社 定価 1,300円+税 ISBN978-4-08-786065-8 C0032

東京人権啓発企業連絡会専務理の竹内良さん、元東京人権企業連絡会常務理事の西谷隆行さんが7年にわたって月刊『ヒューマンライツ』に連載されたラリーエッセイ「人権をさがして」が1冊の本になりました！

人権をさがして 企業活動のなかで

竹内 良・西谷 隆行 共著



企業にとって重要な課題である人権。企業の人権担当者はどのように学び、考え、活動していけばいいのか。長年、担当を務めてきた著者が、日々の活動のなかで悩み考えたリアルな経験を交換しあったエッセイ集。担当者必携。

解放出版社 定価 1,800円+税
ISBN978-4-7592-2349-1 C0036

コミックQ&A 色弱の子どもがわかる本 家庭・保育園・学校でできるサポート術 NPOの相談窓口から生まれたQ&A37項目

原 案: カラーユニバーサルデザイン機構
コミック: 福井 若恵
監 修: 岡部 正隆(東京慈恵会医科大学解剖学講座 教授)

世界にはさまざまな色があふれています。そして人にはさまざまな色の見え方があります。日本では320万人、男性20人に1人が色が違って見える、色弱者といわれます。

色情報を保証することで色弱の人が生活上困らないようにしようと設立された「カラーユニバーサルデザイン機構(CUD)」の副理事長、伊賀公一さんを迎えて国際人権規約連続学習会を開催したところ、多くの方から「今まで実感できていなかった。」「企業として、自治体として対応を考えたい」とのご意見をいただきました。

そのCUDが「色弱の子どもがわかる本 コミックQ&A」を上梓されました。保護者や先生に役に立つようにと作られた本ですが、広く色弱の人への合理的配慮の方法が学べます。お手元に1冊。



かがわ出版 定価 1,480円+税 ISBN978-4-7803-0852-5 C0037

参加者募集!! 2016.11~12 研究所カレンダー

- 11/3 AIAIフェスタ @HRCビル/波除小学校第2・3グラウンド
- 11/12 第1研究部門(部落差別の調査研究)第17回公開講座 @大阪人権博物館
「福岡藩の皮革大坂回廻に伴う葉村屋吉兵衛の役割再考と関連事項」
上田 武司さん(部落解放・人権研究所会員)
- 11/16 第37回人権・同和問題企業啓発講座 第2部 @大阪国際会議場
- 11/24 第388回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5階ホール
「ヘイトスピーチ解消法 その活用と効果、今後の課題」
金 尚均さん(龍谷大学法科大学院教授)
- 12/7 世界人権宣言68周年記念大阪集会 @大阪市立東成区民センター

世界人権宣言68周年記念大阪集会のご案内

国連は1948年、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」世界人権宣言を採択しました。その第1条では「自由平等」を、第2条では「権利と自由の享有に関する無差別待遇」を、第3条では「生存、自由、身体の安全」を謳っています。

しかし、これらが現在、日本に暮らす、すべての人々に保障されているとは言い難い現実があります。集会では、世界人権宣言で謳われている国際人権基準に基づき、「沖縄差別」という視点で基地問題を考えます。また、現在国会で審議されている「部落差別解消法」の意義と今後の展望も伺います。

2016.12.7(水)
13:30 ~ 16:00

大阪市立東成区民センター大ホール

参加・資料代 3,000円(学生1,500円)

「世界事件宣言からみた日本の人権課題
沖縄差別・部落差別」

三上 智恵さん(ジャーナリスト、映画監督)

山口 壯さん(衆議院議員、自由民主党「部落問題に関する小委員会」委員長)

事務局便り

部落解放・人権大学での講座の中で、講師の奥田均先生から、受講生の皆さんに対し、「今日、あなたは部落出身者ですか?」「先の問いを、どのような基準で判断されたのですか?」という質問がありました。もし、自分がそうでないとするのなら、何を基準に自分をそこから区別するのか。「差別問題」といった時、差別する者/される者に分け、「差別される者」の背景や事情を学ぶことと共に「差別する者」の差別意識を問う、非常に鋭い問いの立て方だと考えさせられました。(SK)